入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成31年3月11日
阪神高速道路株式会社契約責任者
大阪管理局長　遠藤　博人
◎調達機関番号　421　◎所在地番号　27
○平成31年阪神高速公告第11号

1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　ＰＣ桁等大規模修繕工事（2019―２―松）
⑶　工事場所　大阪府道高速大阪松原線（14号松原線）（大阪市浪速区日本橋東３丁目～大阪市平野区流町１丁目付近）
⑷　本工事は、阪神高速道路株式会社が維持管理するＰＣ桁に対して詳細調査を実施し、健全性を把握するとともに、健全性の低下が確認されたものについては、現行基準レベルまで性能を向上させるものである。
⑸　工期　契約締結日の翌日から1,350日間
⑹　工事概算数量
調査工　１式（76径間、32基）
橋梁補修工　１式（76径間）
ＰＣ桁床版部補強工　約19,000㎡、ＰＣ桁補強工（外ケーブル）　約500本
コンクリート表面保護工　約53,000㎡
コンクリート構造物補修工　１式（４径間）
ＡＳＲ桁補修工　１式（12径間）
ＡＳＲ橋脚補修工　１式（49基）
仮設工　１式
共通仮設費　１式
詳細設計費　１式
⑺　本工事は、あらかじめ指定する技術提案を求め、品質確保のための体制を確認し、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（簡易型・通常タイプ）の試行工事である。
⑻　本工事は、全ての入札参加者から入札価格に対応する工事費内訳書の提出を求める工事である。
⑼　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。
⑽　本工事は、入札を原則として電子入札システムで行う対象工事であり、阪神高速道路株式会社ホームページに掲載の電子入札運用基準を適用する。なお、例外的に電子入札によりがたい者は、競争参加資格確認申請書及び添付書類（以下「申請書等」という。）の提出時までに、同基準に基づき阪神高速道路株式会社（以下、旧阪神高速道路公団を含め、「阪神高速」という。）の承諾を得て紙入札方式によることができる。
ただし、紙入札方式は一般書留、簡易書留又は民間事業者による信書の送達に関する法律第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札のみとし、直接（持参）入札は認めない。
⑾　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥの対象工事である。
⑿　本工事は、三者会議の対象工事ではないが、受注者が三者会議の開催の要請をした場合については、明らかに三者会議の必要性が乏しいと判断される場合を除き三者会議を実施することができる工事である。
⒀　本工事は、開札後に、落札予定者と阪神高速が、合理的な範囲で入札価格の見直しの協議を行い、入札価格を変更できる価格協議方式の対象工事である。
⒁　本工事は、競争参加資格確認申請時に、競争参加希望者から工事費見積書の提出を求め、内容の妥当性が確認できた内訳項目を契約目安価格に反映させる見積書審査方式の試行工事である。
⒂　本工事は、週休２日化を促進する試行工事（受注者希望方式）である。（週休日は、現場閉所とする）
なお、受注者は、週休２日について施工計画書に記載し監督員に提出するものとする。また、週休２日の取得実績に応じて、工事成績評定で加点評価する。

2　競争参加資格
⑴　阪神高速道路株式会社契約規則（平成23年阪神高速規則第10号）第６条の規定に該当しない者であること。
⑵　一般競争参加資格の認定　開札時に阪神高速における「橋梁（ＰＣ）」に係る平成31・32年度の一般競争参加資格の認定を受けていること。
なお、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、阪神高速が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑷　企業の形態　単体又は２者による特定建設工事共同企業体であること。
⑸　地域要件は設定しない。
⑹　施工実績　平成16年度以降に、元請けとして、下記に示す同種工事の施工実績（完成し引渡しが済んでいるものに限る。以下同じ。）を有すること。なお、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。
また、阪神高速が発注した工事の場合は、工事成績評定点が65点未満の工事は施工実績として認めない。国、地方公共団体及び公共工事の入札契約の適正化の促進に関する法律第２条第１項の政令で定める法人（以下「他の機関」という。）が発注した工事の場合は、他の機関が施工実績として認めない点数の工事も施工実績として認めない。
また、特定建設工事共同企業体にあっては、代表者及びその他の構成員が、平成16年度以降に、元請けとして、下記に示す同種工事の施工実績を有すること。
Ⅰ．単体の場合
「同種工事」
・道路橋におけるＰＣ桁工事（新設）
Ⅱ．特定建設工事共同企業体の場合
ア）代表者は上記Ⅰ．に同じ。
イ）構成員は下記に示すいずれかの同種工事の施工実績を有すること。
「同種工事」
・道路橋におけるＰＣ桁工事（新設）
・道路橋におけるＰＣ桁の補修又は補強工事（耐震補強工事を含む）
⑺　技術提案書及び品質確保体制確認書　本工事における技術提案（技術的所見）を記載した技術提案書及び品質確保のための体制に関する内容を記載した品質確保体制確認書が適切であること。（詳細は入札説明書参照）
⑻　工事成績評定点　阪神高速が発注した工事のうち、過去２年度（平成29年度及び平成30年度）に完成し引渡した工事の実績がある場合は、平成29年度及び平成30年度の工事成績評定点の平均が２年連続で65点未満でないこと。
⑼　配置予定技術者　次に掲げる基準を満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を本工事の工期の開始時から専任で配置できること。
①　下記に示すいずれかの資格を有する者、又はこれと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者であること。
・一級土木施工管理技士
・技術士（建設部門）
②　平成16年度以降に、元請けの現場代理人、監理技術者、主任技術者又は担当技術者として、下記に示す同種工事の工事経験を有する者であること。評価対象期間に産前休業、産後休業、育児休業、介護休業及び傷病休業を取得した場合は、休業期間に応じて工事経験として求める期間を１年単位で延長するための申請を行うことができる。なお、工事経験の取り扱いは、上記⑹の施工実績の取り扱いに同じ。
「同種工事」
下記に示すいずれかの工事経験を有すること。
・道路橋におけるＰＣ桁工事（新設）
・道路橋におけるＰＣ桁の補修又は補強工事（耐震補強工事を含む）
③　監理技術者の配置が必要となる工事の場合、配置予定技術者は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。